

平成22年度

新宿区区民の声委員会 運営状況報告書

期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

平成23年6月

新宿区区民の声委員会

目 次

	頁
I 区民の声委員会の職務の概要	1
II 苦情申立て等の受付及び処理状況	
1 苦情申立て等の受付状況	2
2 苦情申立て等の処理状況	6
参考資料	
資料 1 苦情申立ての処理事例	8
資料 2 苦情・相談等の事例	12
資料 3 「区長の求めに応じて行う区民からの苦情に 関する事項」の調査実績	13
資料 4 苦情申立ての処理の流れ	14
資料 5 新宿区区民の声委員会条例	15

I 区民の声委員会の職務の概要

新宿区区民の声委員会制度は、区政に関する苦情を簡易迅速に処理するため、平成11年11月に発足した。現在、区民の声委員会の職務は次のとおりである。

○ 苦情申立ての処理

区の機関が行った業務やそれを行う職員の行為について、利害関係のある人から苦情の申立てがあったとき、公正・中立の立場からその内容を調査して、その結果を苦情申立人に通知する。（14ページの流れ図参照）

その際、区の行政執行に問題がある場合は、区の機関に対し、問題点を是正するよう勧告したり、苦情の原因が制度そのものにある場合は、制度を改善するよう意見を表明することができる。

苦情申立ての処理については、新宿区区民の声委員会条例に基づき、委員3名の合議により処理する。

Ⅱ 苦情申立て等の受付及び処理状況

1 苦情申立て等の受付状況

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間に、区民の声委員会に寄せられたいわゆる「区民の声」としての苦情申立て等は80件であった。

このうち「苦情申立書」により申立てが行われたものは9件であった。

組織別の内訳は、福祉部3件、総務部、地域文化部、健康部、みどり土木部、都市計画部、選挙管理委員会が各1件であった。

「苦情申立書」の提出にまで至らなかった苦情・相談等は46件あり、その内訳は電話28件、来所18件であった。

「苦情申立書」の提出にまで至らなかったものを組織別にみると、地域文化部に関するものが7件、福祉部に関するものが6件、健康部、環境清掃部に関するものが各5件等となっているほか、区民の声委員会に対する苦情申立ての方法、調査に関する問い合わせが15件あった。

また、男女別にみると、男性が39名、女性が41名であった。

なお、区民の声委員会の所管外のものは25件であった。

(表1) 苦情申立て等の受付状況

区 分		件 数
1 苦情申立書による申立て		9
	総務部に関するもの	1
	地域文化部に関するもの	1
	福祉部に関するもの	3
	健康部に関するもの	1
	みどり土木部に関するもの	1
	都市計画部に関するもの	1
	選挙管理委員会に関するもの	1
2 苦情・相談等		46
	区長室に関するもの	2
	総務部に関するもの	2
	地域文化部に関するもの	7
	福祉部に関するもの	6
	子ども家庭部に関するもの	1
	健康部に関するもの	5
	みどり土木部に関するもの	1
	環境清掃部に関するもの	5
	都市計画部に関するもの	3
	選挙管理委員会に関するもの	1
	教育委員会に関するもの	2
	苦情申立ての方法等についてのもの	15
3 区民の声委員会の所管外のもの		25
合 計		80

※ 複数部にわたる案件の内訳は、重複して計上。

(表2) 所管別苦情申立書受付状況

所 管 部	件 数	内 容
総 務 部	1	埋設管
地域文化部	1	コミュニティショップ
福 祉 部	3	受付業務、生活保護、介護保険
健 康 部	1	保健センター
みどり土木部	1	道路占用
都市計画部	1	建築敷地
選挙管理委員会	1	投票所整理券
合 計	9	

(表3) 苦情・相談等

区 分	件 数
1 区の機関の業務執行に関する苦情・相談	10
2 職員の対応に関する苦情	16
3 区への要望・意見	5
4 苦情申立ての方法、調査に関する問い合わせ	15
5 区民の声委員会の所管外のもの	25
合 計	71

(表4) 年度別苦情申立て等の受付状況

(件数)

区 分	苦情申立書による申立て	苦情・相談等	所管外	合 計
平成11年度	8	56	11	75
平成12年度	10	82	19	111
平成13年度	8	73	26	107
平成14年度	10	72	24	106
平成15年度	8	59	8	75
平成16年度	8	43	13	64
平成17年度	7	51	14	72
平成18年度	8	40	9	57
平成19年度	12	47	15	74
平成20年度	9	42	16	67
平成21年度	14	58	20	92
平成22年度	9	46	25	80

2 苦情申立て等の処理状況

(1) 苦情申立書の処理状況

苦情申立ての処理状況をみると、苦情申立書を受け付けた9件のうち、今年度処理したものが9件、調査継続中のものが0件、申立書を取り下げたものが0件である。

処理したものの内訳は、申立人に「調査結果通知書」を送付したものが9件、「調査しない旨の通知書」を送付したものは0件となっている。

「調査結果通知書」を送付した9件のうち、苦情申立ての趣旨に沿ったものが3件、行政に対する要望事項のあるものが5件、行政の対応に不備が認められなかったものが1件であり、是正勧告・意見表明を行ったものはなかった。

申立人に通知した9件を処理日数別にみると、30日未満が2件、30日以上60日未満が4件、60日以上が3件であった。

(2) 苦情・相談等への対応

区民から当委員会に寄せられる「区民の声」は、区政や職員に対する苦情・要望・相談、近隣とのトラブル等多様であった。当委員会としては、当委員会の仕組みをはじめ、中立性やプライバシーの保護に特段の配慮をしていることを説明し、申立ての案内をしている。

こうしたなか、苦情申立書の提出に至らない苦情・相談等についても、当委員会として積極的な対応に努めているところである。

このうち、区政や職員に関する苦情・意見については、その趣旨を所管課に伝えるとともに、業務執行に関し説明や相談を求めている場合については、所管課を案内し対応を依頼している。なお、区以外の機関に対するものについては、当該機関や相談窓口を紹介するなど、「区民の声」への対応を図っている。

(表5) 苦情申立て処理状況

処 理 区 分	件 数	所 管 部
1 苦情申立人に「調査結果通知書」を送付したもの	9	
(1) 勧告・意見表明をしたもの	0	
(2) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	3	地域文化部1、福祉部1、 みどり土木部1
(3) 行政への要望事項があるもの	5	総務部1、福祉部2、健康部1、 選挙管理委員会1
(4) 行政の対応に不備がなかったもの	1	都市計画部1
2 「調査しない旨の通知書」を送付したもの	0	
(1) 事実のあった日から1年を経過した事項	0	
(2) 区民の声委員会条例により処理済の事項	0	
(3) 判決・裁決等が行われた事項等	0	
(4) 区議会に関する事項	0	
(5) 監査委員が結果を報告した事項等	0	
(6) 区の行政機関に属しない事項	0	
(7) その他調査対象外の事項	0	
3 苦情申立書を取り下げたもの	0	
4 調査継続中のもの	0	
合 計	9	

資料 1 苦情申立ての処理事例

(事例 1)

1 苦情申立ての対象機関

都 市 計 画 部

2 苦情申立ての趣旨

幅員 1.5m、延長 10mの通路（路地）を介して幅員 4mの道路に接している土地にある住宅を改築するため、建築指導課に相談にいった。この土地は、2度分筆を行い現在は 6筆である。そうした経緯も含め相談をしたが、この土地は再建築不適合であると一方的に言われた。

この件に関して区長から回答があったが、分割時や通路脇建物の建築確認時に違反状態が生じることを、関係者に知らせてないのではないか、通路がなくなっている事実を区が確認しないのはなぜか、などの説明がない。ついては次の点について調査を求めたい。

- (1) はじめの分筆時には、分筆した土地間に通路はなく、次に通路部分の分筆が行なわれるまでは、登記簿上、相談の家屋は袋小路の状態になっていた。住宅地図で通路がない状況は把握できたはずなのに、区は現況把握を行っていない。
- (2) 通路の横に新しい所有者によって住宅が建てられた。この建築確認の際、相談の土地にある住宅が違法状態になり、今後建築不適合になる事実を関係者に伝えなかった責任があるのではないか。
- (3) したがって区にも責任があり、一方的に建築不可能と決め付けるのではなく、接道の意味からも現状の通路の幅が 1.5m確保され、裏の隣接地には消防車も入ることができ、災害時の消火活動や避難路となることなどを考慮し、建替えの可能性を検討してほしい。

3 調査結果の要旨

- (1) 土地の分割登記は、土地又は建物の所有者が、登記所に申請し、登記官が登記簿に記載する。当初 1筆であった土地が 3筆に分筆され、さらに 6筆に分筆された事情や理由については分からないが、分筆登記は、当然に関係する土地所有者の承諾

のもとでおこなわれたと考える。

その時、相談の建物が違法状態になったことが分かったにもかかわらず、関係者になにも告げてないのは、区に問題があるのではないかとのことについては、土地登記と建物の建築確認とは、制度上、相互に連動する仕組みになく、土地の分筆登記により接道条件を満たさない袋小路が生じたことを、区が登記所から知らされることはない。また、区が土地の分筆状況を常時調査し、現況把握することは不可能と言わざるを得ず、したがって、指摘のようなことを区に求めても出来ない。

(2) 通路の横の土地に建築確認の申請がなされ、相談の建物が建築確認申請したときの通路の幅が確保出来なくなり、建物が違法状態になったことについては、建築指導課では、このようなケースの場合は、関係者にその旨を伝えるようにしているとのことであるが、関係書類は5年保存で、その確認は出来なかった。

(3) 相談の土地に、住宅を建築出来ないかということについては、現在の通路の幅員は1.5mとのことであり、建築基準法第43条第1項「本文」の接道条件を満たしていないと考える。

同条第1項「ただし書き」によって、接道条件が認められないかということについては、建築指導課では、この「ただし書き」を適用する場合は、区が定めた「許可基準」に照らして判断しており、この基準からも建築確認することは、難しいとしている。また、隣接地などからこの土地の安全や避難通路の確保ができるので、それを考慮し「ただし書き」の適用が出来ないかとのことについては、当委員会は判断する立場ではない。

(4) 建築審査会の意見、判断を求められないかについては、新宿区建築審査会は、

- ① 特定行政庁（区長）が法第43条第1項「ただし書き」を適用し、特別に許可する場合の同意
- ② 建築主からの不服審査の申立てがあった場合の審査裁決
- ③ 特定行政庁の諮問があった場合の調査審議

などを行う機関であり、建築審査会の判断を求めるならば、前提として、まず区に「ただし書き」にかかわる許可申請を行い、それが不許可の場合に、建築審査会に申立てる途はある。ただし、これには、関係書類の作成や許可手数料などの手間と経費が必要となる。

(事例 2)

1 苦情申立ての対象機関

福 祉 部

2 苦情申立ての趣旨

現在、新宿区において生活保護受給中である。アパートの家主から転居要請があったので他区への移転を希望したが、福祉の担当者に他区への移転を禁止された。その際、担当者の態度が威圧的で不信感を抱いたので、改善を要望する。

3 調査結果の要旨

(1) 生活保護受給者の住居の移転と移管（移転後の区において引き続き生活保護を受給するための手続き）についての、生活保護の運用については、生活保護法等に則り、全国画一的に運用されている。東京都では「生活保護運用事例集」を編纂して一定の指針が示されている。

それによれば、生活保護受給者の住所移転については自由であるものの、移転のための費用が生活保護費から支出されない場合があり、結果的に移転が経済的な理由からできない場合がある。

ただし、家主が相当の理由により立ち退きを要求し、または借家契約更新の拒絶もしくは解約の申し入れを行うことにより、やむを得ず転居する場合には、一般的に移転を認めることになり、その場合には移転に伴う敷金、礼金、手数料、引越料等も一定の限度内で支給されることになっている。

したがって、他区への移転の際も上記と同じ手続きをとるが、移転先での生活保護受給については、改めて移転先の区に対して申請し決定してもらわなければならない。その権限は移転先の区にあり、新宿区にはない。

(2) 住居を移転することは、移転先を本人が見つければ、区内であれ、他区であれ、自由であり、一切の制限はない。

したがって、他区への住居の移転について、担当のケースワーカーが生活保護受給のままの移転ができない旨の説明をしたことについては、担当者の誤った説明

である。

ただし、移転先での生活保護受給はその移転先の裁量で決められるものであって移転先において確実に受給される保証はない。

新宿区内での住居の移転については、担当のケースワーカーが事前に相談を受けて移転する場合には、要件に該当すれば、ケースワーカーの裁量と責任において移転が認められる方向で対応している。

このため、本件での発言は継続して生活保護を受給することができるよう大事をとり、他区ではなく、新宿区内での移転をすすめるうえで出たものである。

- (3) 新宿区に転入した際は、移管は問題にならず（新宿区で生活保護を申請しなかったため）、前住地から生活保護の範囲内で引越料等の支給を受けたとしても、そのことは前住地との問題である。

同様に、他区への移転については、新宿区では生活保護の範囲内で対応を考えることになり、今回のケースにおいては家主から立ち退きの要求があることなどを勘案し、希望に沿った対応が十分に考えられるとのことである。

ただ、移転先の区で引き続き生活保護を申請するのであれば、移管が問題となり移転先での生活保護受給の決定はその区が決めることになるが、その場合でも新宿区としては、移管について移転先の区に対して事前に十分な連絡をとり、生活保護受給者の便宜を最大限に守るべく努力をしているとのことである。

- (4) 区に対しては、相手に不愉快な印象を与えることのないように十分配慮するとともに、職員全体が気をつけて努力を続けるよう要望した。

- (5) また、はじめから今一度説明をし、要望を聞き、移転にあたってどのような事ができるか検討するよう、早急な対応を要望した。

資料2 苦情・相談等の事例

1 区政に関する要望や意見として、所管課に伝えたもの

- 近くの児童遊園にたばこのポイ捨てが多いので、キャンペーンなどを月1回くらい行ってほしい。携帯灰皿を区が配るのも効果があるのではないかな。
- 最近、中国、韓国からの観光客が多く、新宿の人気は高い。新宿は観光スポットが沢山あるからだが、買い物は銀座に行ってしまうので、新宿で購買してもらうように、もっと工夫する必要がある。
- 下町の区から越してきたが、東南アジアの女性の歩きタバコが目立つ。区は外国語でも路上喫煙禁止をPRしているようだが、不十分だ。美観の確保を徹底してほしい。

2 業務執行や職員の対応に関する苦情として、所管課に連絡を行ったもの

- 募集しているボランティアについて電話で問合せをしたところ、対応した職員の言うことが曖昧でよくわからない。ボランティアをやる気がなくなってしまう。
- 先週の金曜日から今朝（火）にかけて、粗大ごみの受け付けセンターに10回くらい電話したが、話中で全然つながらない。
- 委託販売をお願いしているが、その女性職員が威張っていて怖い。受け付け終了の4時直前に入ったら、時間が過ぎたということで、怒るような口調で対応された。

3 所管課を案内し、説明・相談の対応を依頼したもの

- 就職活動で訓練基金に合格し、助成金が支給されることになったため、施設に居られなくなると思うが、入居期限まで居させてもらいたい。
- 地域交流館の入浴施設が1週間ほど前から中止になっている。早く開始してほしい。
- 生活保護を受けている。前に年金がもらえるようになり、まとまってもらえたので、保護費を月々返還していくこととしたが、担当が替わったら違うことを言われた。

4 区民の声委員会に対する問い合わせとして、説明を行ったもの

- 陳情を行って採択されたが、その後、その通りに動いていかないというような事例は苦情申立ての対象となるか。
- 苦情申立てをしたいのだが、どうしたらいいか。
- 区民の声委員会の目的、委員、経費負担はどうなっているか。

資料 3

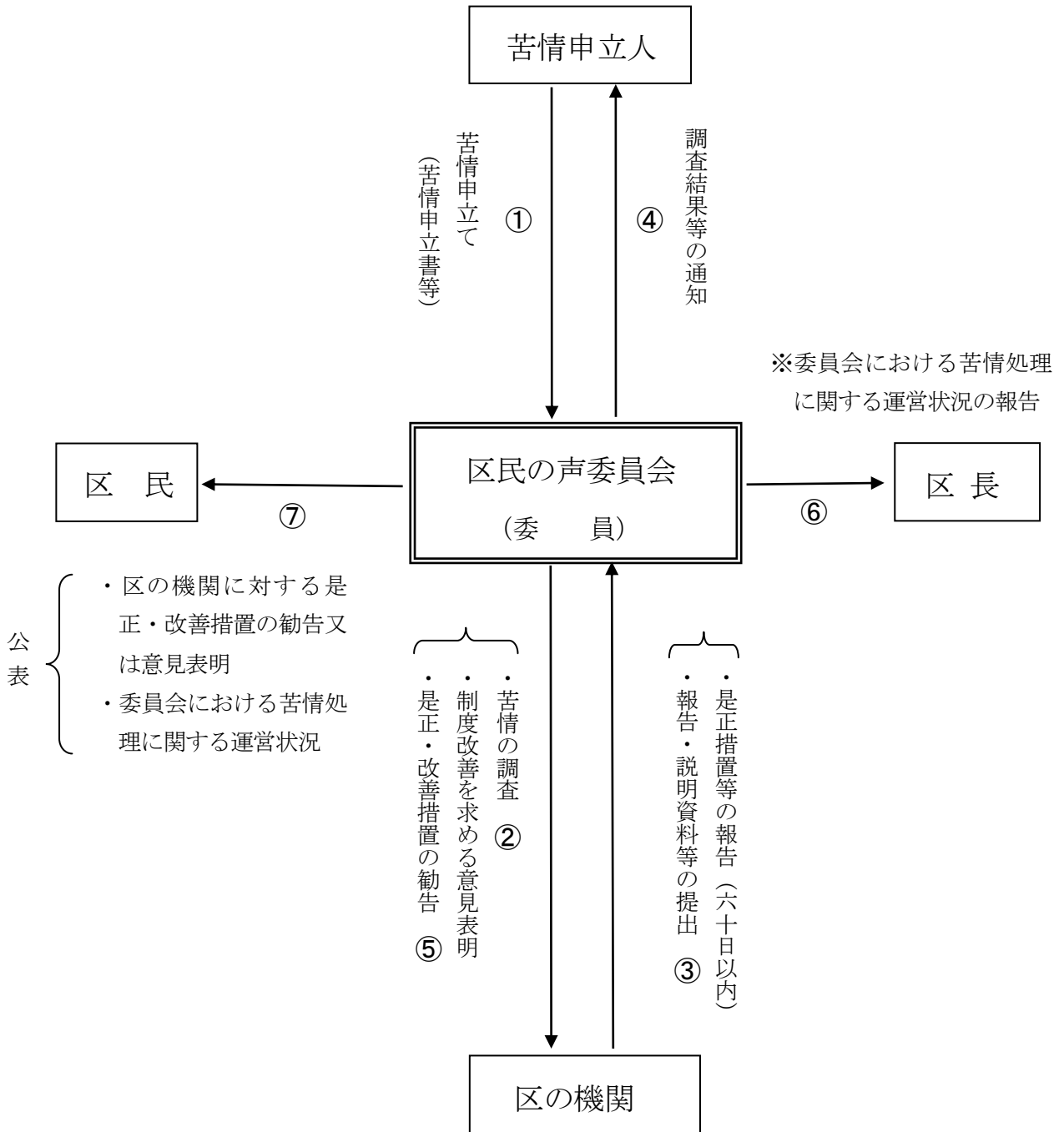
「区長の求めに応じて行う区民からの苦情に関する事項」の調査実績

区民の声委員会は、平成15年7月から4年間にわたり、区長の求めに応じて、常設委員3名及び区民委員9名又は10名により、施策の問題点や改善すべき事項について調査・審議を行い、報告書を提出してきたが、区民の声委員会条例の改正にともない、平成19年6月末日をもってその活動を終了した。

下表は、その調査実績である。

調査開始日	調査件名
報告書提出日	
平成15年 7月 1日	路上喫煙・たばこのポイ捨て対策について
平成16年 1月26日	
平成16年 4月26日	区民に望まれる職員の窓口対応について
平成16年10月25日	
平成16年12月13日	区民に望まれる区政情報の提供について
平成17年 6月30日	
平成17年 9月 1日	犬を連れた区立公園の利用について
平成18年 5月31日	
平成18年 7月24日	子どもの安全を確保するための地域ネットワークについて
平成19年 6月28日	

資料4 苦情申立ての処理の流れ



資料 5 新宿区区民の声委員会条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 組織等（第 7 条－第 13 条）
- 第 3 章 苦情の申立て及び調査等（第 14 条－第 20 条）
- 第 4 章 勧告、意見表明及び公表（第 21 条－第 24 条）
- 第 5 章 補則（第 25 条－第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（目的及び設置）

第 1 条 この条例は、区政に関する区民の苦情を公正かつ中立的立場から簡易迅速に処理する機関を設置することにより、開かれた区政の推進を図り、もって区民の区政に対する信頼を確保することを目的とする。

2 前項の目的のための機関として、新宿区区民の声委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所管事項）

第 2 条 委員会は、区の機関の業務に関する事項及び当該業務に関する職員の行為（以下「区の業務執行等」という。）について申し立てられた苦情の処理を所管する。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については所管しない。

(1) 判決、裁決等が行われた事項又は判決、裁決等を求めて係争中の事項

(2) 区議会に関する事項

(3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき監査委員が監査、検査若しくは審査の結果を報告し、若しくは公表した事項又は監査、検査若しくは審査を行っている事項

(4) 地方自治法に基づく執行機関の附属機関又は区の専門委員の権限に属する事項

(5) 委員会に関する事項

(委員会の職務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項をその職務とする。

(1) 区の業務執行等についての苦情の申立てを受け付け、その内容を調査し、結果を通知すること。

(2) 前号の処理に関連し、必要があると認めるときは、広く区政について調査すること。

(3) 区の機関に対し、勧告し、及び意見表明すること。

(4) 勧告及び意見表明等の内容について公表すること。

(委員会及び委員の責務)

第4条 委員会は、中立的な第三者機関として、公正、適切かつ簡易迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 委員会の構成員（以下「委員」という。）は、職務における中立性を保たなければならない。その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(区の機関の責務)

第5条 区の機関は、委員会の職務の遂行に関し、その中立性を尊重し、公正かつ迅速な処理が図られるように積極的に協力しなければならない。

(区民等の責務)

第6条 区民その他この制度を利用するものは、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

第2章 組織等

(組織)

第7条 委員会は、人格が高潔で、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員3人をもって組織する。

2 委員会に、委員の互選により定めた会長1人を置く。

3 会長に事故があるときは、他の委員の互選により会長の職務を代理する者を定めるものとする。

(委員会)

第8条 委員会は、会長が招集し、主宰し、総理する。

2 委員会の意思決定は、委員の合議によるものとする。

(会議の非公開)

第9条 委員会の会議は、非公開とする。

(事務の委任等)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、調査その他の事務をあらかじめ指定する委員に委ねることができる。

2 委員会が行う調査その他の職務の遂行に当たり、委員会に事務を補助する者を置き、必要な事務を行わせることができる。

(委員の任期等)

第11条 委員の任期は3年とし、1期に限り再任できる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 区の機関に属する者

(2) 前号に定める者と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

(3) 地方公共団体の長

(4) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

(5) 政党その他の政治団体の役員

(6) 区と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員

(委員の解職)

第12条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、速やかにその職を解くものとする。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の欠員)

第13条 委員に欠員を生じた場合には、区長は、遅滞なく、新たに委員を委嘱し、欠員を補充しなければならない。

第3章 苦情の申立て及び調査等

(苦情の申立て)

第14条 区の業務執行等について利害関係を有するものは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、委員会がやむを得ないと認める事情がある場合には、書面によらないで行うことができる。

(1) 苦情を申し立てる者の氏名及び住所（申し立てるものが法人その他の団体である場合には、団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 苦情の申立ての趣旨及び理由並びに苦情の申立ての原因となった事実のあった年月日

(3) 前2号のほか、新宿区規則（以下「規則」という。）で定める事項
(調査対象外事項)

第15条 前条第1項の規定により申し立てられた苦情が次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会はその調査を行わない。ただし、当該事項について、委員会が調査を行うべき特別な事情があると認める場合には、調査を行うことができる。

(1) 苦情の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過した事項

(2) この条例により委員会が既に苦情の処理を行い、終了している事項

2 委員会は、第2条第2項各号及び前項各号に該当しない事項について、調

査することが相当でない特別な事情があると認めるときは、調査しないことができる。

(調査しない旨の通知)

第16条 委員会は、第14条の規定による申立てについて、第2条第2項各号及び前条第1項各号に該当する場合又は同条第2項の規定により調査しないとした場合には、調査しない旨を、その理由を付して、苦情を申し立てたもの（以下「申立人」という。）に速やかに通知しなければならない。

(調査開始の通知)

第17条 委員会は、第14条の規定による申立てにより苦情の調査を開始する場合には、調査を開始する旨を、当該苦情に係る区の機関に通知するものとする。

(調査)

第18条 委員会は、必要に応じて、次の各号に掲げる調査を行うことができる。

- (1) 前条の規定による通知をした区の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類等を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査を行うこと。
- (2) 当該苦情に係る機関及び人に対し、質問し、又は事情の聴取若しくは実地調査について協力を求めること。
- (3) 当該苦情に係る専門技術的事項について、専門機関に対し、調査、鑑定、分析等の依頼を行うこと。

(調査結果の通知)

第19条 委員会は、第14条の規定による申立てにより苦情の調査を行った結果について、申立人に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止及びその通知)

第20条 委員会は、調査を開始した後に、調査の必要がないと認める事情が判明した場合には、当該調査を中止することができる。

2 前項の規定により調査を中止した場合には、委員会は、調査を中止する旨

を、その理由を付して、申立人及び第17条の規定により通知をした区の機関に、速やかに通知しなければならない。

第4章 勧告、意見表明及び公表

(勧告等)

第21条 委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処置を行うことができる。

- (1) 区の機関に対し、法令上不適切な行為の是正又は改善の措置（以下「是正等の措置」という。）について勧告すること。
- (2) 区の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (3) 前2号の処理に関連して、広く区政について調査し、意見を表明すること。

2 前項の処置は、書面で行うものとする。

(勧告等の尊重)

第22条 前条の処置を受けた区の機関は、これを尊重しなければならない。

2 前条の処置を受けた区の機関は、必要な是正等の措置等を講ずるとともに、その内容を委員会に報告しなければならない。

3 前条の処置を受けた区の機関は、是正等の措置等を講ずることができない特別な事情があるときは、できない旨を、その理由を付して、委員会に報告しなければならない。

4 前2項の報告は、前条の処置を受けた日から60日以内に行うものとする。

(報告を受けた旨の通知)

第23条 委員会は、前条第2項及び第3項の報告を受けた場合には、当該報告内容について、申立人に速やかに通知しなければならない。

(公表)

第24条 委員会は、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 第21条第1項第1号の規定による勧告の内容
- (2) 第21条第1項第2号及び第3号の規定により表明された意見の内容

(3) 第 2 2 条第 2 項及び第 3 項の規定による報告の内容

第 5 章 補則

(費用弁償)

第 2 5 条 第 1 8 条第 2 号の規定により委員会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区から給料の支給を受ける職にある者には、支給しない。

2 費用弁償の種類、額及び算定方法並びに支給方法については、新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和 5 3 年新宿区条例第 8 号）に定める参考人等の例による。

(運営状況の報告)

第 2 6 条 委員会は、この条例に基づく苦情処理の運営状況について、区長に報告するとともに公表するものとする。

(個人情報保護)

第 2 7 条 委員会及び委員は、この条例の規定により行う通知、調査、勧告、意見表明、公表その他の事務処理について、新宿区個人情報保護条例（平成 1 7 年新宿区条例第 5 号）に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をもって行わなければならない。

(委任)

第 2 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成 1 0 年 1 1 月 1 日以後に発生した事実に係る苦情について適用する。

3 委員会は、この条例の施行日前においても、この条例の実施のために必要

な事務を行うことができる。

(委員の任期に関する特例)

- 4 第9条第2項の規定にかかわらず、この条例により最初に委嘱される委員のうち区長の指定する1人の委員の1期の任期は2年とする。

附 則

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の新宿区区民の声委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の新宿区区民の声委員会条例第7条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合における当該委員の任期は、同条例第11条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第9条第2項の規定による任期の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

区民の声委員会委員

○ 佐野 榮三郎 弁護士

渡辺 日佐夫 大学教授
(平成22年11月1日から)

古 笛 恵 子 弁護士
(平成22年11月1日から)

熊 崎 俊 孝 元(財)東京市政調査会参与
(平成22年10月31日まで)

石 黒 清 子 弁護士
(平成22年10月31日まで)

(○印：会長)

平成 22 年度新宿区区民の声委員会運営状況報告書
(期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

平成 23 年 6 月 発行

印刷物作成番号

2011-1-2002

編集・発行

新宿区区民の声委員会

新宿区歌舞伎町 1 丁目 5 番 1 号 (区役所第 1 分庁舎 2 階)

電話 代表 03 (3 2 0 9) 1 1 1 1

直通 03 (5 2 7 3) 3 5 0 8

FAX 03 (3 2 0 9) 1 2 2 7



古紙配合率70%再生紙を使用しています

この冊子は、地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。